

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令を次のように定める。

昭和47年5月10日

防衛庁長官 江崎真澄

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第31号）の全部を改正する。

（艦長及び艇長）

第1条 自衛艦（エアクッション艇及び音響測定艦を除く。以下同じ。）のうち、護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海母艦、輸送艦、練習艦、練習潜水艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦及び補給艦（以下「護衛艦等」という。）の長は、艦長とする。

2 艇（護衛艦等以外の自衛艦をいう。）の長は、艇長とする。

3 艦長は、1等海佐又は2等海佐をもつて充てる。ただし、多用途支援艦にあつては、3等海佐をもつて充てる。

4 艇長は、3等海佐又は1等海尉をもつて充てる。

5 艦長又は艇長は、指揮系統に従い、上級指揮官の指揮監督を受け、艦務又は艇務を統括する。

6 前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の長は、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に関し、指揮監督を行うものとする。

（副長）

第2条 護衛艦等に、副長1人を置く。

2 副長は、艦長を助け、艦務を調整し、及び整理するとともに、艦長に事故があるとき、又は艦長が欠けたときは、艦長の職務を行う。

（試験長）

第2条の2 試験艦に、試験長1人を置く。

2 試験長は、艦長の命を受け、試験艦を用いて行う試験業務に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

（弾道ミサイル防衛長及び弾道ミサイル防衛士）

第2条の3 護衛艦（イージス・システムによる弾道ミサイル防衛（BMD）を実施し得る護衛艦に限る。）に、弾道ミサイル防衛長1人及び弾道ミサイル防衛士1人を置く。

2 弾道ミサイル防衛長は、艦長の命を受け、弾道ミサイル等（自衛隊法（昭和29年法

律第165号)第82条の3第1項に規定する弾道ミサイル等をいう。)に対する破壊措置の実施に係る戦術判断の支援に関することをつかさどる。

3 弾道ミサイル防衛士は、前項の業務に関し、弾道ミサイル防衛長を補佐する。

(科)

第3条 自衛艦に、科を置く。

2 科の名称は、別表第1自衛艦の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表科の名称欄に掲げるとおりとする。

3 科の所掌業務は、別表第2科の欄に掲げる区分に応じ、同表所掌業務の欄に掲げるとおりとする。

(科の長)

第4条 科に、科の長を置く。

2 科の長の名称は、別表第2科の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げるとおりとする。

3 科の長は、艦長又は艇長の命を受け、科の所掌業務を掌理し、科に配置された隊員の教育訓練を行う。

4 前項に定めるもののほか、航空機を搭載する護衛艦の飛行科の長は、艦長の命を受け、他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部が当該護衛艦に乗艦している場合には、当該飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の隊員の教育訓練を行う。

(当直士官)

第5条 艦長又は艇長は、1等海尉以上の幹部自衛官のうちから、1人ずつ輪番で、当直士官を命ずるものとする。ただし、配員の状況により、1等海尉以上の幹部自衛官に当直士官を命ずることが困難であると認める場合には、2等海尉以下の幹部自衛官に当直士官を命ずることができる。

2 当直士官は、艦長又は艇長の命を受け、日常業務を処理し、及び艦内又は艇内の警戒その他自衛艦の保安に任じ、並びに航海中における航行及び運転に関する業務並びに信号及び見張の指揮監督を行う。

(副直士官)

第6条 艦長又は艇長は、2等海尉以下の幹部自衛官に、輪番で副直士官を命ずるものとする。ただし、停泊中においては、准海尉に副直士官を命ずることができる。

2 副直士官は、前条第2項の業務に関し、当直士官を補佐する。

(警衛士官)

第7条 艦長又は艇長は、科の長のうち、1人に警衛士官を命ずるものとする。

2 警衛士官は、艦長又は艇長の命を受け、艦内又は艇内の規律の維持に関することをつかさどる。

(警衛海曹)

第8条 艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる海曹のうちから、警衛海曹を命ずるこ

とができる。

2 警衛海曹は、前条第2項の業務に関し、警衛士官を補佐する。

(分隊)

第9条 艦長又は艇長は、自衛艦に乗り組んでいる隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成する。

(部署)

第10条 艦長又は艇長は、訓練、作業等を実施するため、必要な手続並びに乗員の配置及び任務を定める。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、自衛艦の艦内の編制等の細部に関し、必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和47年5月12日から施行する。

附 則 (昭和48年2月19日海上自衛隊訓令第6号)

この訓令は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則 (昭和49年3月8日海上自衛隊訓令第8号)

1 この訓令は、昭和49年3月15日から施行する。ただし、第3条第1項及び別表第1の改正規定中輸送艇に係る部分並びに第9条の改正規定は同月30日から施行する。

2 昭和49年3月29日までの間に、この訓令による改正後の自衛艦の艦内の編制等に関する訓令第1条第4項第2号中「海洋観測艇」とあるのは「大型の輸送艇、海洋観測艇」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和49年9月26日海上自衛隊訓令第41号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条)

この訓令は、昭和49年9月30日から施行する。

附 則 (昭和49年11月22日海上自衛隊訓令第46号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条) (抄)

この訓令は、昭和49年12月10日から施行する。

附 則 (昭和51年5月10日海上自衛隊訓令第13号)

この訓令は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則 (昭和52年1月12日海上自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和52年1月12日から施行する。

附 則 (昭和52年4月16日海上自衛隊訓令第8号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条)

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則 (昭和54年6月29日海上自衛隊訓令第14号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条) (抄)

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月13日海上自衛隊訓令第16号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は同月27日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日海上自衛隊訓令第28号）

この訓令は、昭和55年4月8日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日防衛庁訓令第40号防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第19条）

この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和57年4月6日海上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則（昭和57年11月8日海上自衛隊訓令第32号）

この訓令は、昭和57年11月12日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日海上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則（昭和60年3月16日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和60年3月27日から施行する。

附 則（昭和61年3月17日海上自衛隊訓令第10号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第2項）（抄）

1 この訓令は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日海上自衛隊訓令第17号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第2項）（抄）

1 この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年3月2日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則（平成元年3月1日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令中、訓練支援艦に係る改正規定は、平成元年3月23日から、その他の規定は同月24日から施行する。

附 則（平成2年2月23日海上自衛隊訓令第3号海上自衛隊の使用する艦船等の

塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条)

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。

附 則（平成3年1月14日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、平成3年1月30日から施行する。

附 則（平成5年3月12日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、平成5年3月16日から施行する。

附 則（平成5年3月19日海上自衛隊訓令第6号自衛隊法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第5条）

この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日防衛庁訓令第49号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成7年3月6日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成7年3月22日から施行する。

附 則（平成7年3月28日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月28日海上自衛隊訓令第16号）

この訓令は、平成8年11月29日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第21号）

この訓令中、第1条の規定は平成9年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日防衛庁訓令第4号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、平成10年3月23日から施行する。

附 則（平成10年12月25日防衛庁訓令第49号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、平成11年1月14日から施行する。

附 則（平成11年3月29日海上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成11年5月28日から施行する。

附 則（平成12年3月3日海上自衛隊訓令第6号練習潜水隊の編制に関する訓令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第10条）

1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月2日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月24日から施行する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第31号）

この訓令中、第1条の規定は平成14年3月25日から、第2条の規定は同月27日から施行する。

附 則（平成15年3月31日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月5日海上自衛隊訓令第33号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第77条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月3日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成21年3月18日から施行する。

附 則（平成21年7月17日防衛省訓令第44号海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第14条）（抄）

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年6月18日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成22年6月24日から施行する。

附 則（平成24年4月3日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月10日海上自衛隊訓令第11号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第4条）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成25年4月12日から施行する。

附 則（平成27年3月24日防衛省訓令第3号統合幕僚学校の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、平成27年3月26日から施行する。ただし、第5条の規定は、同月25日から施行する。

附 則（平成29年10月31日防衛省訓令第58号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日海上自衛隊訓令第5号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第9条）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第1条、第4条、第8条及び第9条の規定 平成30年3月20日

(3) 省略

別表第1（第3条第2項関係）

自衛艦の種別	科の名称
護衛艦 (航空機を搭載する護衛艦を除く。)	船務科
	航海科
	砲雷科
	機関科
	補給科
	衛生科
護衛艦 (航空機を搭載する護衛艦に限る。)	船務科
	航海科
	砲雷科
	飛行科
	機関科
	補給科
	衛生科
潜水艦	船務科
	航海科
	水雷科
	機関科
	補給科
	衛生科
掃海艦	船務科
	掃海科
	機関科
	補給科
掃海艇	船務科
	掃海科
	機関科
	補給科
	船務科

掃海管制艇	掃海科
	機関科
	補給科
掃海母艦	船務科
	航海科
	掃海科
	機関科
	補給科
	衛生科
ミサイル艇	船務科
	砲雷科
	機関科
輸送艦	船務科
	航海科
	運用科
	エアクッション艇運用整備科
	機関科
	補給科
輸送艇	船務科
	運用科
	機関科
	補給科
練習艦	船務科
	航海科
	砲雷科
	機関科
	補給科
	衛生科
	船務科
	航海科

練習潛水艦	水	雷	科
	機	関	科
	補	給	科
	衛	生	科
訓練支援艦	船	務	科
	航	海	科
	運	用	科
	航	空	標的科
	機	関	科
	補	給	科
	衛	生	科
多用途支援艦	船	務	科
	航	海	科
	運	用	科
	機	関	科
	補	給	科
海洋観測艦	船	務	科
	航	海	科
	観	測	科
	運	用	科
	機	関	科
	補	給	科
	衛	生	科
砕氷艦	船	務	科
	航	海	科
	運	用	科
	飛	行	科
	機	関	科
	補	給	科
	衛	生	科

敷 設 艦	船 務 科
	航 海 科
	敷 設 科
	機 関 科
	補 給 科
	衛 生 科
潜 水 艦 救 難 艦	船 務 科
	航 海 科
	運 用 科
	潜 水 科
	機 関 科
	補 給 科
	衛 生 科
試 験 艦	船 務 科
	航 海 科
	運 用 科
	機 関 科
	補 給 科
	衛 生 科
補 給 艦	船 務 科
	航 海 科
	運 用 科
	機 関 科
	補 給 科
	衛 生 科
特 務 艇	船 務 科
	運 用 科
	機 関 科
	補 給 科

別表第2（第3条第3項及び第4条第2項関係）

科	科の長	所掌業務
船務科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（13, 500トン型護衛艦及び19, 500トン型護衛艦を除く。）、潜水艦、練習潜水艦、航海科を置かない自衛艦及び敷設艦を除く。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号及び船体消磁に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（13, 500トン型護衛艦及び19, 500トン型護衛艦を除く。）に限る。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（潜水艦及び練習潜水艦に限る。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号、水測及び船体消磁に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（航海科を置かない自衛艦（ミサイル艇を除く。）に限る。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
船務科（ミサイル艇に限る。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 2 前項に掲げるもののほか、砲雷科及び機関科の所掌に属しない業務に関すること。 3 前2項に掲げる業務に係る物件の整備に

		関すること。
船務科（敷設艦に限る。）	船務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報、電測、通信、暗号、船体消磁、海洋の観測及び気象に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航海科（海洋観測艦及び敷設艦を除く。）	航海長	<ol style="list-style-type: none"> 1 航行、信号、見張、操舵及び気象に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航海科（海洋観測艦及び敷設艦に限る。）	航海長	<ol style="list-style-type: none"> 1 航行、信号、見張及び操舵に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
観測科	観測長	<ol style="list-style-type: none"> 1 海洋の観測及び気象に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（ミサイル艇及び練習艦を除く。）	砲雷長	<ol style="list-style-type: none"> 1 射撃、照射、運用、発射、水測及び立入検査に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（ミサイル艇に限る。）	砲雷長	<ol style="list-style-type: none"> 1 射撃及び運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
砲雷科（練習艦に限る。）	砲雷長	<ol style="list-style-type: none"> 1 射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
水雷科	水雷長	<ol style="list-style-type: none"> 1 発射、射撃及び運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。

		すること。
運用科（訓練支援艦及び砕氷艦を除く。）	運用長	1 射撃、運用及び水測に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
運用科（訓練支援艦に限る。）	運用長	1 射撃、照射及び運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
運用科（砕氷艦に限る。）	運用長	1 射撃、運用及び艦上救難に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
掃海科（掃海管制艇及び掃海母艦を除く。）	掃海長	1 掃海、敷設、水中処分、射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
掃海科（掃海管制艇及び掃海母艦に限る。）	掃海長	1 掃海、敷設、射撃、照射、運用、発射及び水測に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
敷設科	敷設長	1 敷設、射撃及び運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
潜水科	潜水長	1 潜水に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
エアクッション艇運用整備科	エアクッション艇運用整備長	1 エアクッション艇を搭載する輸送艦に乗艦しているエアクッション艇隊の全部又は一部のエアクッション艇の運用に関すること。

		2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦並びに砕氷艦を除く。）	飛行長	1 航空機を搭載する護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦に限る。）	飛行長	1 航空機を搭載する護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用並びに航空管制及び艦上救難に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
飛行科（砕氷艦に限る。）	飛行長	1 航空機の運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
航空標的科	航空標的長	1 航空標的の発射及び管制並びに誘導武器評価装置の運用に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦並びに砕氷艦を除く。）を除く。）	機関長	1 主機関、補機、電気、応急、工作及び潜水に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
機関科（航空機が発着艦可能な護衛艦等（13,500トン型護衛艦及び	機関長	1 主機関、補機、電気、応急、工作、艦上救難及び潜水に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。

19,500トン型護衛艦、砕氷艦並びに潜水艦救難艦を除く。)に限る。)		すること。
機関科 (潜水艦救難艦に限る。)	機関長	<ol style="list-style-type: none"> 1 主機関、補機、電気、応急、工作及び艦上救難に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
補給科 (衛生科を置かない自衛艦を除く。)	補給長	<ol style="list-style-type: none"> 1 経費、物品の取扱い (衛生器材の取扱いに関するものを除く。)、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
補給科 (衛生科を置かない自衛艦に限る。)	補給長	<ol style="list-style-type: none"> 1 経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務に関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。
衛生科	衛生長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生、診療及び衛生器材の取扱いに関すること。 2 前項に掲げる業務に係る物件の整備に関すること。